

【令和7年度 SDS 電子化補助金事業】

申請にあたっては、以下の事項を確認いただき、同意していただく必要があります。

第1 事業の概要

SDS 電子化補助金（以下「補助金」という。）事業（以下「本事業」という。）では、国に代わって中央労働災害防止協会（以下「中災防」という。）が、標準フォーマットによる電子データでの出力及び入力に対応したシステムの導入、又は既存システムへの標準フォーマット形式による危険性・有害性情報等の出入力等の機能の追加に要する費用の一部に対して補助金を交付します。

なお、補助金は、申請した方の全てに交付されるものではなく、申請された内容を審査した上で交付決定します。

第2 申請手続き等

1 申請者は、原則、jGrants（デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム）により所定の書類を添付して申請するものとします。申請を取り下げる場合においても、同様とします。

申請者は、令和7年度 SDS 電子化補助金事業交付要領（以下「交付要領」という。）及び令和7年度 SDS 電子化補助金事業実施要領（以下「実施要領」という。）並びに本同意事項の内容を十分理解した上で手続きを行うものとします。

2 申請期間中に補助金の総額が予定額に達したときは、申請受付を終了します。この場合の周知は、中災防ホームページ等において行います。

なお、中災防は、申請受付の終了によって申請者に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、その一切の責任を負わず、それらに起因して生じる損失に対していかなる義務も負いません。

3 申請者は、如何なる理由があっても、申請内容に虚偽の記載を行ってはなりません。申請内容に偽りがあることが補助事業完了後に判明した場合、民事及び刑事上の法的責任が生ずるとともに、実施要領第12条に記載の交付決定の取り消しや補助金の返還を求められる可能性があることを認識し、誠実且つ正確な申請を行うこととします。

4 申請者が、交付要領及び実施要領並びに本同意書において認められていない行為を行う、又は行おうとした場合、中災防は申請を受理せず、すでに申請を受理していた場合でも直ちに申請の受理を取り消し、以降の当該申請者に係る申請を受理しない場合があります。

5 中災防が申請者に支払う補助金は、如何なる事情（見積もりよりも実際の請求額が多くなった場合等）があったとしても、交付決定通知書に記載された交付決定額が上限となります。

第3 個人情報の管理等について

- 1 中災防は、本事業の運営に当たり、申請者から提出された情報について、データベースへの不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等防止に関する適切な措置を行い、また、その見直しを継続して図ることにより、個人情報の保護に努めるものとします。中災防は、本事業を通じて取得した情報を、本事業の目的の範囲内で、個人属性について統計的に処理したデータを公表することがあります。
- 2 中災防は国が行う調査等に対して、本事業を通じて取得した情報を提供し、その確認作業を情報の提供先と共同して行うことがあります。なお、本事業の適正な実施を図るための確認や調査に当たり、取得した申請情報を申請に係るもの等に提供することがあります。
- 3 中災防が本事業の実施者でなくなった場合は、本事業を通じた取得した情報を国に返還します。

第4 取得財産の処分、実地調査等

- 1 申請者は、実施要領第11条に基づき、適切に取得財産の管理等を行わなければなりません。
- 2 中災防が補助金の適正な使用等の確認のために必要があると認めるときは、申請者に対し、実地又は書面による調査（以下「調査等」という。）を行います。申請者はこの調査等を拒んではなりません。

第5 事業の内容変更・終了

- 1 中災防は、国との協議に基づき、本事業の内容の変更を行い又は本事業を終了させることができるものとします。その際は中災防のホームページやその他通知物等によって速やかに告知を行います。
- 2 中災防は、本事業の終了、停止、制度内容の変更等によって申請者に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、その一切の責任を負わず、それらに起因して生じる損失に対していかなる義務も負いません。
- 3 本同意書内容の変更については、中災防が自らのホームページ等で変更内容を公表した後は、申請者が変更の事実及びその内容を承認したものとみなします。

第6 免責事項

- 1 システム導入等における不具合等及び申請・補助金請求手続等におけるメーカーや販売店等との間に生じるトラブル等について、中災防は、その責任の一切を負いません。
- 2 提出書類等の記入の漏れ・誤り、また、パソコン・機器等の設定、不具合等による書類の不達等の場合について、中災防は、その一切の責任を負わず、それらに起因して生じる当該申請者の損失に対していかなる義務も負いません。

- 3 補助金の交付に係る振込の遅延、その他事由による損害等について、中災防は、その一切の責任を負わず、それらに起因して生じる当該申請者の損失に対していかなる義務も負いません。

第7 注意事項

- 1 申請者は、本補助金を申請にあたり、本同意書に同意したこととなります。
- 2 システム導入等に当たっては、交付決定日から令和8年2月20日までに支払いを完了し、証拠書類を添付の上、補助金請求（同日までに必着）を行う必要があります。
なお、交付決定日前及び当該期限後に支払いを行った場合、補助金の交付は受けられません。
- 3 申請者は、本事業に関する請求書、納品書、領収書等の原本を、補助金受領の属する年度の終了から5年間保存するものとします。
- 4 申請者が、中災防に対して必要な変更等の届出を行わなかったために、中災防からの通知又は送付書類が延着、不着となった場合でも、当該通知又は送付書類は、通常到着すべき時に申請者に到着したものとみなします。
- 5 最新の中災防のホームページ等に記載された本同意事項や中災防からの告知等の内容は、全て過去の同意事項や告知等の内容より優先するものとします。最新の同意事項や告知等の内容と相違する従来の規約や告知等の内容は、最新の中災防のホームページ等に記載された告知等の内容に改定されたものとみなします。
- 6 提出書類等の様式が改定された場合、中災防のホームページ等に公開されている最新の様式で申請するものとします。

第8 専属的合意管轄裁判

本同意事項に基づく申請者と中災防との間に生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上